

◆介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員等特定処遇改善加算は、これまでも介護職員の職場定着のための取り組みとして、介護職員の賃金の改善のための介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われていましたが、全産業を対象としている賃金調査において、介護職員の賃金が全産業の平均と比較して低いという調査結果が出たことにより、さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を、全産業の平均年収以上に引き上げることを目的として、令和元年10月から新たに開始された加算です。

○全部で2つの特定処遇改善加算があります。

地域密着型通所介護サービスの場合

① サービス提供体制強化加算Ⅰ. イを算定している事業所

「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」加算率1. 2%

② ①以外の事業所

「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」加算率1. 0%

※算出方法は、利用した介護サービス分の介護報酬の合計点数に、上記の加算率を乗じて算出します。

○「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」を取得する要件

1) 必須要件

- ・[介護職員処遇改善加算](#)（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- ・介護職員等特定処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善実施報告を提出していること。

2) 職場環境等要件

- ・職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。（介護職員処遇改善加算で選択した職場環境等要件の項目をもって充てることができる。）

3) 見える化要件

- ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

○支給対象者及び支給のルール

1) 支給対象者

- ・「経験・技能がある介護福祉士」を基本として「その他の介護職員」「その他の職種」が支給の対象となる。この「経験・技能がある介護福祉士」とは、勤続10年以上の介護職員を基本としながらも、現場での業務を勘案して、事業所の裁量で設定することができる。

2) 支給のルール

- ・「経験・技能がある介護福祉士」が支給対象の基本となるが、一定のルールにのっとり、「その他の介護職員」「その他の職種」への柔軟な配分を行うことができる。

※リビングデイ陽だまりの家の支給対象者及び支給のルール等の詳細は、[「介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程」](#)に記載あり。